

平成 23 年 6月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

事業名(予算の事務事業名)				区分
11	栄小学校体育授業実施のためのバス送迎事業(学校教育推進事業)			(新規) 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	10	1	3	教育委員会事務局 学校教育部 指導1課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等				
予算要求事業の概要				
内容	東日本大震災によって、校庭に仮設校舎を建設することで、校庭を使用できなくなる栄小学校について、他校の校庭を使用して体育の授業を実施するため、その移動手段としてバスによる送迎を行います。			
目的・目標	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校庭を使用しての体育授業を実施するため、栄小学校が校庭を使用できる時間を確保した馬宮中学校や馬宮東小学校などに移動して、体育の授業を実施します。</li> <li>他校へ移動する際の児童の安全確保のため、バスによる送迎を行います。</li> </ul> <p>&lt;目標(平成25年度末)&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>校庭を使用しての体育授業の実施</li> <li>授業時数の確保</li> </ol>			
現状と課題	<p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校庭を使用する授業の適切な実施</li> <li>児童の安全の確保</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校庭を使用する授業の実施</li> <li>他校へ移動する際の児童の安全確保</li> </ul>			
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年9月～平成24年3月 馬宮中及び馬宮東小などの校庭を使用しての授業の実施週3日(1日2時間の授業)を23週</li> <li>平成24～25年度 馬宮中及び馬宮東小などの校庭を使用しての授業の実施週3日(1日2時間の授業)を30週</li> </ul>			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	9月から校庭を使用して体育の授業を実施するとともに、授業時数を確保しなければならぬため、本事業を緊急に実施する必要があります。
	実施義務	根拠法令等
	他市の実施状況	政令市： 県内他市：
効果	対象者	
	効果	

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	0 <積算内訳>
	財源内訳	
6月補正予算	補正予算要求	3,652 <積算内訳> 1 バスによる送迎(週3回)
	財源内訳	一般財源 3,652
	財政局長査定	3,652 <査定内容> 1 バスによる送迎(週3回)
	財源内訳	一般財源 3,652
<査定理由> 他校への移動は、安全面等を考慮すると、バス送迎が妥当であると判断し、6月補正予算に計上することとしました。		
市長査定	3,652 <査定内容> 1 バスによる送迎(週3回)	
財源内訳	一般財源 3,652	
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		